

# 株主各位

香川県高松市新田町甲34番地  
**株式会社 タダノ**  
取締役社長 多田野 宏一

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月23日（月曜日）午後5時25分までに到着するようご送付の程お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地 1

高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

（今回より会場を上記の場所に変更いたしましたので、詳細は末尾の「第60回定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)
- 第4号議案 取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第8号議案 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針(買収防衛策)の承認の件

## 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

---

当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tadano.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

##### (1) 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な利益還元を継続することを基本に、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案の上で決定し、同時に、財務体質の健全性を維持するために内部留保の充実にも取り組むこととしております。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、また、本年創立60周年を迎えることから、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

(うち普通配当金7円、創立60周年記念配当金2円)

総額1,144,804,698円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年6月25日(水曜日)

なお、中間配当金7円を合わせ、年間配当金は前期よりも4円増額の1株につき16円となります。

##### (2) その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

固定資産圧縮積立金 5,257,386円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,257,386円

## 第2号議案 定款一部変更の件(1)

### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役がその期待される責務を十分に果し得るよう、また、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い有用な人材の招聘を容易にすることを目的に、会社法第427条第1項の規定による社外取締役及び社外監査役との同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第29条及び第40条を新設するものであります。

なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) その他上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第38条〔条文記載省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第39条〔現行どおり〕 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 第39条～第42条 【条文記載省略】	第6章 会計監査人 第41条～第44条 【現行どおり】
第7章 計算 第43条～第46条 【条文記載省略】	第7章 計算 第45条～第48条 【現行どおり】

### 第3号議案 定款一部変更の件(2)

#### 1. 変更の理由

第8号議案に関連し、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 第8号議案に記載する当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の実効性を確保するとともに、将来の資金調達、機動的な資本政策の実施に備え、発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- (2) 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるための取組みとしての、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入等については、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、かかる対応方針の導入等につき、取締役会のほか、株主総会の決議によっても決定することができることとすることにより、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させることを可能とするため、その根拠規定として、変更案第17条を新設するものであります。

- (3) その他上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、下記現行定款は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の変更後定款であります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 258,049,000株とする。 第6条～第11条 【条文記載省略】</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条 【条文記載省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>第17条～第18条 【条文記載省略】</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第29条 【条文記載省略】</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第40条 【条文記載省略】</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第44条 【条文記載省略】</p> <p>第7章 計算 第45条～第48条 【条文記載省略】</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 400,000,000株とする。 第6条～第11条 【現行どおり】</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条 【現行どおり】 (買収防衛策の導入等) 第17条 <u>買収防衛策の導入、継続、変更および廃止は、取締役会のほか、株主総会の決議においても決定することができる。</u> <u>買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社の株券等の大規模買付行為等に関して、当該買付行為等を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定めること、その適用を継続すること、その内容を変更することおよびその適用を廃止することをいう。</u></p> <p>第18条～第19条 【現行どおり】</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第30条 【現行どおり】</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第41条 【現行どおり】</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第45条 【現行どおり】</p> <p>第7章 計算 第46条～第49条 【現行どおり】</p>

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため社外取締役を2名増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	多田野 宏一 (昭和29年7月3日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 昭和63年6月 当社入社 平成3年6月 社長室長 平成9年1月 ファウン GmbH 取締役社長 平成9年6月 取締役 平成11年4月 取締役、執行役員常務 平成13年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役社長(現任)	195,100株
2	高戸 紀幸 (昭和15年9月26日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和62年11月 取締役 平成5年6月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役副社長 平成19年6月 代表取締役副社長、社長補佐、生産部門・品質安全部門・中国事業部門統括(現任)	140,558株
3	鈴木 正 (昭和28年1月5日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成9年7月 海外事業部長 平成11年4月 執行役員、海外事業部長 平成13年6月 取締役、執行役員、海外事業部長 平成14年4月 取締役、執行役員常務 平成15年6月 取締役、執行役員専務 平成20年4月 取締役、執行役員専務、国内営業部門・輸出事業部門・欧州事業部門・北米事業部門統括、サービス部門担当(現任)	68,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	大藪 修二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年10月 人事部長 平成11年4月 経営企画室部長(人事・総務担当) 平成12年4月 執行役員、経営企画室部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部长 平成15年6月 執行役員、企画管理部部长 平成17年6月 取締役、執行役員常務、企画管理部門担当、企画管理部部长(現任)	48,000株
5	伊賀 正 (昭和25年9月3日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年4月 設計第一部長 平成12年10月 開発管理部部长 平成13年4月 建機周辺商品開発グループ部長 平成16年4月 執行役員、開発企画部長 平成18年6月 取締役、執行役員常務、開発部長 平成20年4月 取締役、執行役員常務、開発部門担当(現任)	48,000株
6	伊藤 伸彦 (昭和22年2月5日生)	昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社 平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成11年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社代表取締役社長 平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会社(現:AIGエジソン生命保険株式会社)代表取締役社長兼CEO 平成16年1月 GE キャピタルリーシング株式会社代表取締役社長兼CEO 平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役社長兼CEO 平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧問(現任) 平成20年2月 NISグループ株式会社取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	吉田康之 (昭和22年8月23日生)	昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社 平成14年10月 株式会社三菱総合研究所参与 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員 平成20年1月 株式会社日建設計総合研究所常務理事、上席研究員(現任)	0株

(注)1. 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

3. 社外取締役選任理由

伊藤伸彦氏につきましては、企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

吉田康之氏につきましては、シンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

伊藤伸彦、吉田康之の両氏が原案どおり選任されますと、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 第5号議案 監査役3名選任の件

監査役 依光慶二、白川清之の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするとともに、監査役 北島 宏氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、依光慶二、三宅雄一郎の両氏は、第64回定時株主総会終結の時まで、宇川悦栄氏は、第62回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	依光慶二 (昭和17年7月7日生)	昭和41年4月 株式会社日本勧業銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行 平成7年6月 当社入社 平成7年6月 取締役、経理部長 平成11年6月 執行役員、業務総括部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部長 平成13年6月 常勤監査役(現任)	26,000株
2	宇川悦栄 (昭和21年8月14日生)	昭和45年12月 当社入社 平成5年10月 関連事業部長 平成9年4月 経理部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部長 平成20年4月 当社顧問(現任)	19,000株
3	三宅雄一郎 (昭和22年8月8日生)	昭和47年4月 弁護士登録(現在に至る) 昭和47年4月 三宅法律事務所入所(現在に至る)	3,000株

- (注)1. 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三宅雄一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役選任理由  
三宅雄一郎氏につきましては、弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
三宅雄一郎氏が原案どおり選任されますと、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 香西 忠氏は、本総会開始の時をもって予選の効力が満了いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者 香西 忠氏は、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役 石川博文、三宅雄一郎の両氏の補欠監査役となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
香西 忠 (昭和12年12月20日生)	平成9年4月 香川県警察本部退職 平成10年6月 当社常勤監査役 平成18年6月 当社補欠監査役(現任)	14,331株

- (注)1. 補欠監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 香西 忠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
3. 社外監査役の補欠監査役選任理由  
香西 忠氏につきましては、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
香西 忠氏が原案どおり選任され、かつ社外監査役に就任した場合には、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成11年6月29日開催の第51回定時株主総会において月額2,700万円以内、監査役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第43回定時株主総会において月額600万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、平成17年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって「取締役及び監査役の退職慰労金制度」を廃止したこと、第4号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が2名増員となることなど、諸般の事情を考慮し、今回取締役及び監査役の報酬額について、月額による定めを年額に変更するとともに、取締役の報酬額を年額45,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内）、監査役の報酬額を年額10,000万円以内（うち社外監査役分は年額4,000万円以内）と改定させていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は5名（うち社外取締役0名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）ですが、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）となります。

具体的な取締役及び監査役の報酬の算定につきましては、取締役については役位別月額報酬額に、それぞれの業績等を勘案のうえ算定し、監査役については監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

## 第8号議案 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の承認の件

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、以下の . に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、以下の . に記載のとおり、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本議案は、本対応方針の導入等について株主の皆様のご意思を最大限に反映させるべく、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、変更後の当社定款第17条の定めに基づき、本対応方針につき、改めてご承認をお願いするものであります。なお、平成20年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1に記載のとおりであります。

. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「創造：工夫による前進と誇りうる品質のために創造しましょう。奉仕：顧客の利益と住みよい社会の建設のために奉仕しましょう。協力：私達の幸福と堅い心の結びつきのために協力しましょう。」という経営理念を事業目的とし、平成16年4月より、「世界に、そして未来に誇れる企業を目指して No.1 and the Next 」をビジョンとして掲げております。

また、当社グループは、「世界に、そして未来に誇れる企業」となるために、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することを経営方針としております。

この経営方針の下で企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、将来の予測を踏まえ、当社の経営環境を的確に把握し、経営資源を最大限、有効に活用しなければなりません。

そのためには、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社株券等の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、当社は、株主構成については、株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な大規模な買付行為等の提案に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

従つて、当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

#### ・基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化を図り、上記の基本方針の実現に資する取組みとして、次の施策を実施しております。

## 1. 企業価値向上への取組み

当社は、創立60周年という節目を迎える本年度、新たにタダノグループの事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械=LE (Lifting Equipment)」と決めました。LE という事業領域のなかで、更なる成長を目指し、10~15年後を目処に、LE 世界 No.1 になることが長期の大きな目標であります。

これを受けて本年度よりスタートした『中期経営計画(08-10)』は、3年計画ですが、平成22年度(2010年度)までに市場が反転する可能性が高いとの前提に基づき、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとしました。

グループで取り組む長期テーマは、次のとおりです。

### ①社風の構築

人の成長=組織(企業)の成長と捉え、学習し成長しつづける組織文化を構築します。

### ②競争力の強化

ブランド力・商品力・収益力の強化を通じて競争力の強化を図ります。

### ③事業構造の転換

LE 業界でのタダノグループのプレゼンスを向上させるため、「エリアの拡大」「分野の拡大」「商品概念の拡大」を進め、事業のグローバル化と総合化を目指します。

なお、事業構造の転換のための戦略は、次のとおりです。

#### 1) エリアの拡大

- ・建設用クレーンは、国内でのトップポジションを強化し、海外でのさらなる事業拡大を図ります。
- ・車両搭載型クレーンは、国内でのトップポジションを強化し、海外での取組みを進めます。
- ・高所作業車は、国内での取組みを強化し、海外展開への布石を打ちます。

## 2) 分野の拡大

- ・ LE 新事業の開拓を進めます。
- ・ 建機周辺事業を拡充し、コンポーネント事業を強化します。

## 3) 商品概念の拡大

- ・ 製品のライフサイクルに着目し、中古クレーン循環システムの強化や動態管理システムを活用した新しいサービス等の総合サービス事業の拡大を図ります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基つき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、並びに監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると認識しております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

「取締役会」は、定例会を毎月1回、臨時会を必要な都度開催しております。また、取締役会とは別に、執行部門の会議体として、業務執行の報告と情報共有を図る「経営報告会（執行役員・取締役・監査役）」と、経営に関する戦略討議を行う「経営会議（執行役員・取締役・監査役）」を設け、毎月1回開催しております。また、執行役員間の業務執行の連携を強化するため、「執行役員会議（執行役員・取締役）」を毎月2回以上開催しております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。また、内部監査部門として内部統制室を設置し、監査役、会計監査人及び内部統制室は、

相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図っております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人材育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

## 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、上記 1. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社株券等の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

## 2. 本対応方針の概要

本対応方針においては、特定株主（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等、又は結果として特定株主の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付け等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付け等の方法を問いません。このような買付け等を以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必

要な期間の確保を求めめるために、以下に記載のとおり、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは②遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、当社は、企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する大規模買付行為等の影響、並びに本対応方針に基づく対抗措置の発動についての当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、下記5 .に記載のとおり、独立委員会規則(その概要は別紙2に記載のとおりです。)に従い、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

(注1) 特定株主とは、

- ① 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- ② 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。)を行う者及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)をいいます。

(注2) 議決権割合とは、

- ① (注1)の①に記載の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。)又は、
- ② (注1)の②に記載の買付け等を行う者及び当該買付け等を行う者の特別関係者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。

### 3. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値・株主の皆様の共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為等が開始される、というものです。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### 大規模買付者及びその概要

- (i) 名称及び所在地
  - (ii) 会社等の目的及び事業の内容
  - (iii) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
  - (iv) 設立準拠法
  - (v) 代表者の氏名
  - (vi) 国内連絡先
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、及び大規模買付行為等の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等

(注3)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

#### ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(注3)重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

#### (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日(注4)以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト(以下「当初提供情報リスト」といいます。)を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が独立委員会の意見を最大限尊重して合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます(当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。)。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下に記載のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（注5）及び特別関係者並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）方法及び内容（買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑥ 大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針
- ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付行為等に関する意向表明書を受領した場合、その事実を株主の皆様へ情報開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を情報開示いたします。

(注4) 営業日とは、

行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(注5) 共同保有者とは、

金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

### (3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の①又は②の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。なお、当社取締役会が独立委員会の意見を最大限尊重して大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、その旨を速やかに情報開示いたします。

① 対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。以下同じとします。）による大規模買付行為等の場合には最大60日間

② ①以外の大規模買付行為等の場合は最大90日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点においても、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重して、最大30日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとし、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主

の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問します。なお、その際に大規模買付者より提供を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後にのみ、大規模買付行為等を開始することができるものとします。

#### (4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受け、取締役会評価期間内に、上記3 (3)に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記4 . (1)、又は(2)に記載の①から⑨までのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、当社取締役会に勧告します。なお、独立委員会は、大規模買付者に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含まず。)の助言を得ることができるものとします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記3 (4)に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置を発動するか否かについて決定します。当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

4. 大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為等の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為等が以下の要件のいずれかに該当し、一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、下記4 (3)に記載の新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為等を当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値・当社の株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当な対抗措置をとることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為等に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主の皆様との共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を決議することがあります。

具体的には、次の①から⑨までのいずれかに該当する場合には、原則として、大規模買付行為等が当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合に該当すると考えます。大規模買付行為等が次の からまでのいずれかに該当すると認められない場合には、当社は対抗措置を発動いたしません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っていると思われる場合（いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っていると思われる場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の取得を行っていると思われる場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると思われる場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け

等を行うことをいいます。)など、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。)

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付け等の条件(対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行可能性、買付け等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買付け等であると判断される場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊すること等により、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付け等であると判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- ⑨ その他①から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### (3) 対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は別紙3「本新株予約権の概要」に記載のとおりです。

#### (4) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は発動の撤回に関する決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日（以下「本権利落日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を中止する場合があります（この場合には、下記7.(2)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するにあたっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとします。

## 5. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則（その概要は別紙2に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものとします。独立委員会の当初の委員には、3名が就任いたしました。その氏名及び略歴は、別紙4「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりであります。

## 6. 本対応方針の有効期間、継続、変更及び廃止について

本対応方針は、平成20年5月8日開催の当社取締役会の決議により導入され、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までであります。本定時株主総会において、①本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更議案、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否に関する本議案を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで延長されるものとします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されるものとします。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（対抗措置発動の対象となった大規模買付者その他一定の者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面においての格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、別紙3の概要に従って本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時に

おいても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であっても、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことから、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に伴って株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置として考えられるもののうち、別紙 3 の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合、本新株予約権の行使又は別紙 3「本新株予約権の概要」9 .に記載の新株予約権の取得条項に基づく取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙 3「本新株予約権の概要」8 .に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## 8. 対抗措置発動にあたって株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合、及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。）
- ② 本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、当社取締役会が、別紙3「本新株予約権の概要」9に記載の新株予約権の取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。  
ただし、当社が本新株予約権を取得する際に、大規模買付者その他一定の者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 9. その他

- (1) 本対応方針は、平成20年5月8日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

- (2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

・上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1．基本方針の実現に資する取組み（上記 1. の取組み）について

上記 1. に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の方々の地位の維持を目的とするものではありません。

2．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（上記 2. の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記 2. に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記 .6 .に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、①本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様にご協議し、株主の皆様のご承認が得られた場合は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会（平成23年6月開催予定の定時株主総会）の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとします。もし、当該各議案につき株主の皆様のご承認を得られなかった場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記 .6 .に記載のとおり、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっています。

③ 独立性の高い社外者の判断を重視していること

上記 5. に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。)の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様様に情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

④ 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、上記 4. (2)に記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 .6 .に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において、①本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更議案、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否に関する本議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

## 別紙 1

## 当社の大株主の状況

(平成20年3月末日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
日本生命保険相互会社	7,801	6.1
開発商事株式会社	7,772	6.1
株式会社みずほ銀行	6,246	4.9
株式会社百十四銀行	6,171	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,632	3.6
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,608	2.8
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3,367	2.6
第一生命保険相互会社	3,208	2.5
タダノ取引先持株会	2,451	1.9
計	49,259	38.7

(注)1. 所有株式数は、数値未滿を切り捨てております。

2. 所有株式数の割合は、自己株式2,299,833株を控除して計算しております。

(ご参考)

①発行可能株式総数 258,049,000株

②発行済株式総数 129,500,355株

③株主数 10,143名

発行済株式総数には、自己株式2,299,833株を含んでおります。

以 上

## 独立委員会規則の概要

- 1．独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- 2．独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役又は③社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3．独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会の終結の時又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
- 5．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
- 6．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他止むを得ない事情がある場合は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
- (3) 本対応方針の変更及び廃止
- (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式総数（但し、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てを行う。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

## 6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

## 7．本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 8．本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、①特定大量保有者(注6)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注7)、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注8)(これらの者を総称して、以下「非適格者」という。)は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 9．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。)を定めることができるものとする。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

(注6) 特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注7) 特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注8) ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。)をいう。

以上

独立委員会委員の略歴

氏 名：伊藤 伸彦

生年月日：昭和22年2月5日生

【略歴】

- 昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社
- 平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社
- 平成11年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社代表取締役社長
- 平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会社（現：AIG エジソン生命保険株式会社）代表取締役社長兼 CEO
- 平成16年1月 GE キャピタルリーシング株式会社代表取締役社長兼 CEO
- 平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役社長兼 CEO
- 平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧問（現任）
- 平成20年2月 NIS グループ株式会社取締役（現任）

伊藤伸彦氏につきましては、本定時株主総会において、会社法第2条第15号に定める社外取締役として選任予定であります。なお、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

氏 名：吉田 康之

生年月日：昭和22年8月23日生

【略歴】

- 昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社
- 平成14年10月 株式会社三菱総合研究所参与
- 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員
- 平成20年1月 株式会社日建設計総合研究所常務理事、上席研究員（現任）

吉田康之氏につきましては、本定時株主総会において、会社法第2条第

15号に定める社外取締役として選任予定であります。なお、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

氏 名：三宅 雄一郎

生年月日：昭和22年8月8日生

【略歴】

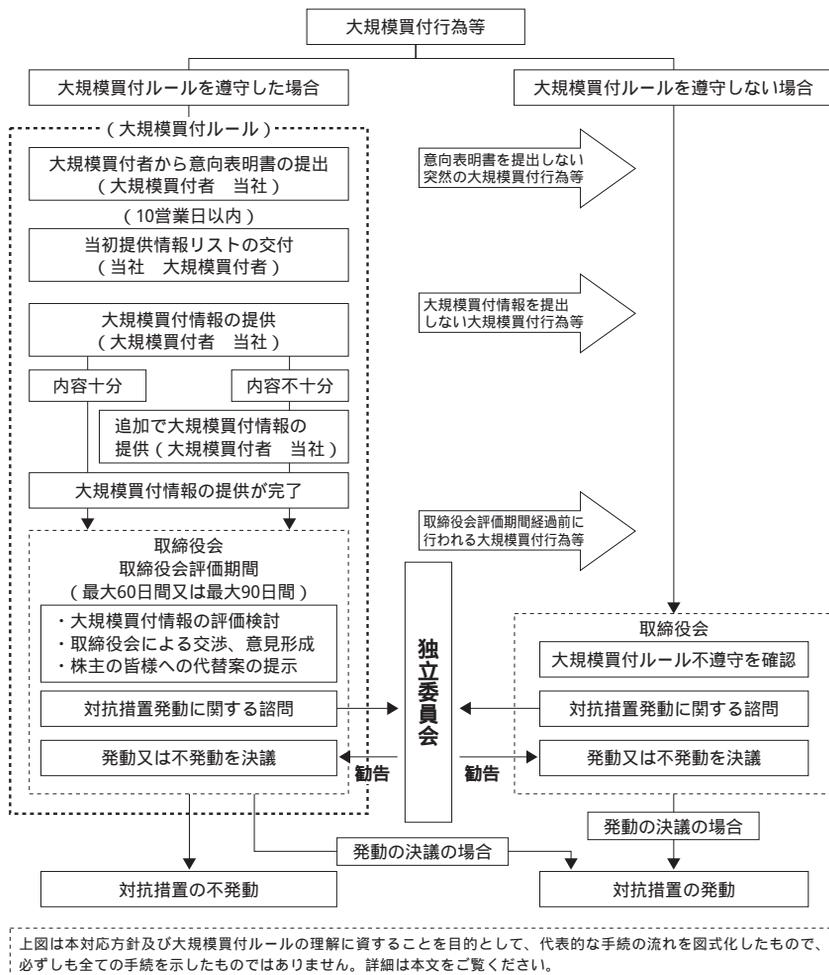
昭和47年4月 弁護士登録（現在に至る）

昭和47年4月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

三宅雄一郎氏につきましては、本定時株主総会において、会社法第2条第16号に定める社外監査役として選任予定であります。なお、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以 上

当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（フローチャート図）



以 上

## メモ欄

## メモ欄

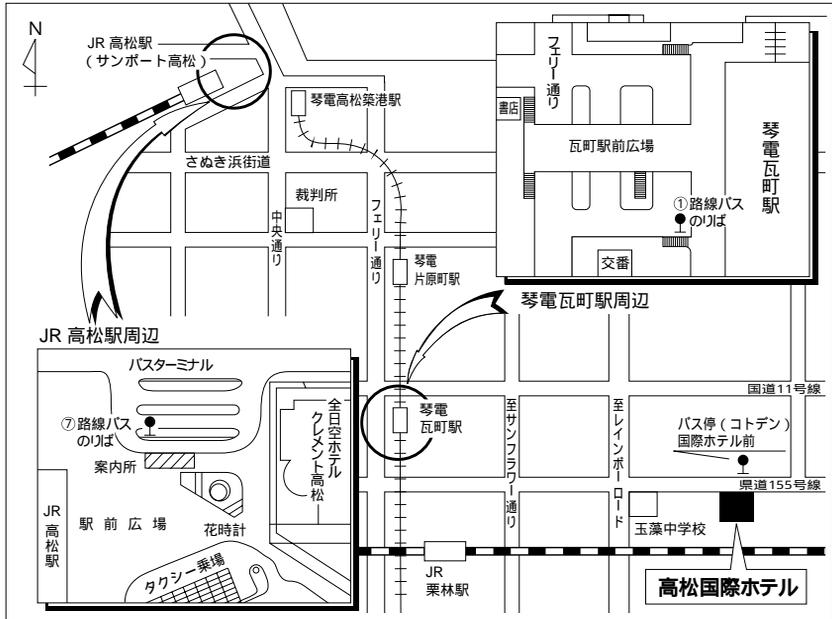
## メモ欄

## 第60回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地 1

高松国際ホテル 新館 2階 瀬戸の間

(今回より会場を変更いたしましたので、お間違えのないようにご注意ください。)



### ご参考 (交通手段)

- コトデン路線バス(庵治線 / 高松東病院・大学病院線 国際ホテル前下車)

JR 高松駅前⑦のりば 発車時刻 午前 9 時 5 分 午前 9 時 20 分

琴電瓦町駅①のりば 発車時刻 午前 9 時 15 分 午前 9 時 30 分

- タクシー

JR 高松駅から 15 分 琴電瓦町駅から 10 分

- 高松国際ホテルには、駐車場もございます。

なお、会場変更にもない、本年より送迎バスは運行いたしませんので、ご注意ください。

( 第60回定時株主総会招集ご通知 提供書類 )

## 第 60 期

( 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで )

事 業 報 告  
連 結 計 算 書 類  
計 算 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本  
会計監査人の監査報告書謄本  
監査役会の監査報告書謄本

株式会社 タタリ

# 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、建築基準法改正による着工遅れの影響や個人消費の伸び悩みのなか、輸出と設備投資の伸びに支えられ、底固く推移しましたが、年度末にかけて原材料高による企業収益への影響や生産の減少等から景気は足踏み状態となりました。海外においては、サブプライムローン問題の深刻化等で米国の景気後退色が強まりました。

このようななかで、私どもの業界は、買い替え需要を背景に建設用クレーンの国内需要が増加し、海外では、エネルギー関連で、引続き需要好調な北米市場に加え、欧州や中東市場が増加基調を維持しております。

当期は、国内及び海外での建設用クレーン需要拡大を受けて、グループを挙げて増産と販売に注力し、『中期経営計画(04-07)』の推進に取り組んでまいりました。販売面では、未だ供給不足が続くなか、仕向地配分に配慮し、近年の鋼材等原材料値上げを踏まえて、引続き製品売価の改善に努めました。調達・生産面では、コストダウンに取り組む一方で、高負荷かつ不安定な調達環境のなか、調達先・協力工場・当社工場のバランスをとりつつ増産を図りました。

なお、国内工場再編の一環として建設を進めておりました多度津工場(香川県多度津町、総投資額約27億円)が昨年7月に本格稼働し、志度工場は建設用クレーン、高松工場は高所作業車、多度津工場は車両搭載型クレーンの生産工場となり、製品セグメント別の生産体制がスタートしました。

売上につきましては、国内売上高は、建設用クレーンが買い替え需要を背景に増加し、928億2百万円(前期比110.7%)となり、海外売上高は、欧州向けと北米向けの建設用クレーンが大幅に増加し、815億5千

7百万円(前期比133.9%)となりました。この結果、総売上高は、1,743億6千万円(前期比120.5%)となりました。なお、海外売上高比率は、過去最高の46.8%となりました。

経常利益につきましては、売上の増加に伴い、179億8千万円(前期比132.7%)となりました。当期純利益につきましては、貸倒引当金取崩益5億9千1百万円を特別利益に計上し、116億1千9百万円(前期比151.1%)となりました。この結果、5年連続の増収増益となり、売上及び利益ともに過去最高を更新し、『中期経営計画(04-07)』の基本方針・数値目標ともに達成することができました。

セグメント別の概要は、次のとおりであります。

#### **建機事業(建設用クレーン)**

国内売上につきましては、根強い買い替え需要を背景にラフテレーンクレーンの主力機種である25トン吊りや60トン吊りの販売に努めましたところ、前期に比べ大幅に増加し、423億5千3百万円(前期比124.7%)となりました。

海外売上につきましては、活発な建設・設備投資を背景に好調に推移し、需要拡大の北米、増加基調の欧州、高需要の続く中東等への拡販により、前期に比べ大幅に増加し、626億5千万円(前期比141.8%)となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、前期に比べ大幅に増加し、1,050億3百万円(前期比134.4%)となりました。

#### **建機事業(車両搭載型クレーン)**

ディーゼル排ガス規制対応の買い替え需要が一巡し、トラック需要が大幅に減少するなか、燃費や品質を一段と高めたモデルチェンジ製品を市場投入するなどカーゴクレーンの販売に努めましたが、車両搭載型クレーンの売上高は、前期に比べ減少し、152億5千万円(前期比88.5%)となりました。

### **建機事業（高所作業車）**

通信向け需要が年度前半でピークアウトし、年度後半には建築基準法改正の影響でレンタル業界向け需要も弱含みとなりましたが、拡販に努めましたところ、増産に取り組んだ効果もあって、高所作業車の売上高は、前期に比べ増加し、149億5千7百万円（前期比115.4%）となりました。

### **建機事業（その他）**

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、中古車売上は横ばいでしたが、部品等の拡販に努めましたところ、前期に比べ増加し、334億7千8百万円（前期比106.9%）となりました。

### **空気圧機器事業**

空気圧機器事業の売上高は、前期に比べ大幅に増加し、30億7千万円（前期比126.6%）となりました。

### **その他事業**

その他事業の売上高は、前期並みの26億円（前期比100.4%）となりました。

今後の経済見通しにつきましては、日本経済は、着工遅れの反動増や新興国向けの輸出増加により景気後退の回避が期待されますが、原油及び原材料価格の一段の上昇、円高・株安等の景気下振れリスクが山積しております。海外においては、米国経済は景気後退局面入りが濃厚で、欧州経済も減速が予想されます。

当社を取り巻く市場環境は、国内では建設用クレーンが根強い買い替え需要により引続き増加し、海外では中東・北米向けに加えて、欧州向けの拡販に注力することにより建設用クレーンが好調に推移するものと見込んでおります。しかしながら、グローバル化が課題である車両搭載型クレーンや高所作業車は、国内需要の後退を受けるなかで、車両搭載型クレーンは減少、高所作業車は横ばいと見込んでおります。

一方で、当社には、「原材料の価格高騰や調達難への対応」、長期化した製品納期を短縮するための「増産対応」、収益力強化のための「製品原価改善」・「売価改善」、「売上の期末集中の平準化」、将来の需要反転の備えとしての「品質・サービスの更なる向上」等の課題が山積しております。

当社は、創立60周年という節目を迎える本年度、新たにタダノグループの事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械=LE(Lifting Equipment)」と定めました。LEという事業領域のなかで、更なる成長を目指し、10~15年後を目処に、LE世界No.1になることが長期の大きな目標であります。

これを受けて本年度よりスタートした『中期経営計画(08-10)』は、3年計画ですが、平成22年度までに市場が反転する可能性が高いとの前提に基づき、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとしました。

グループで取り組む長期テーマは、次のとおりです。

①社風の構築

人の成長=組織(企業)の成長と捉え、学習し成長しつづける組織文化を構築します。

②競争力の強化

ブランド力・商品力・収益力の強化を通じて競争力の強化を図ります。

③事業構造の転換

LE業界でのタダノグループのプレゼンスを向上させるため、「エリアの拡大」「分野の拡大」「商品概念の拡大」を進め、事業のグローバル化と総合化を目指します。

なお、事業構造の転換のための戦略は、次のとおりです。

1) エリアの拡大

- ・建設用クレーンは、国内でのトップポジションを強化し、海外での更なる事業拡大を図ります。
- ・車両搭載型クレーンは、国内でのトップポジションを強化し、海外での取組みを進めます。
- ・高所作業車は、国内での取組みを強化し、海外展開への布石を打ちます。

2) 分野の拡大

- ・LE 新事業の開拓を進めます。
- ・建機周辺事業を拡充し、コンポーネント事業を強化します。

3) 商品概念の拡大

- ・製品のライフサイクルに着目し、中古クレーン循環システムの強化や動態管理システムを活用した新しいサービス等の総合サービス事業の拡大を図ります。

これらの施策により、平成23年3月期に連結ベースで売上高2,000億円、海外売上高比率58%、経常利益200億円の達成を目指します。

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団の設備投資等の状況

当期の設備投資は、81億2千8百万円となりました。なお、重要な設備の除却・売却につきましては、特記すべき事項はありません。

### ① 当期中に完成した主要設備

名 称	事業区分	主要設備の内容
当 社 志 度 工 場	建 機 事 業	工場建物の増築、建設用クレーンの生産設備の新設・拡充
当 社 高 松 工 場	建 機 事 業	高所作業車の生産設備の新設・拡充
当 社 多 度 津 工 場	建 機 事 業	工場建物の新築、車両搭載型クレーンの生産設備の新設
タダノ・アメリカCorp 本社事務所	建 機 事 業	事務所等建物の新築、クレーン部の架装工場設備の新設

### ② 当期において継続中の主要設備の新設・拡充

名 称	事業区分	主要設備の内容
当 社 千 葉 工 場	建 機 事 業	工場建物の新築、車両運搬車の生産設備・車両搭載型クレーンの架装設備・建設用クレーンの塗装設備の新設
当 社 三 本 松 試 験 場	建 機 事 業	事務所建物の新築、建設用クレーンの試験・検査設備の新設
ファウン GmbH 本社工場	建 機 事 業	工場建物の増築、建設用クレーンの生産設備の新設・拡充

## (3) 企業集団の資金調達の状況

当期の資金調達は、増産対応に伴う運転資金として短期借入金20億円を調達いたしました。

なお、設備投資に必要な資金につきましては、自己資金により賄いました。

#### (4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成17年3月期)	第58期 (平成18年3月期)	第59期 (平成19年3月期)	第60期(当期) (平成20年3月期)
売 上 高	101,846百万円	120,872百万円	144,693百万円	174,360百万円
経 常 利 益	5,727百万円	8,646百万円	13,550百万円	17,980百万円
当期純利益	3,877百万円	5,601百万円	7,689百万円	11,619百万円
1株当たり 当期純利益	30.26円	43.79円	60.08円	91.32円
純 資 産	67,126百万円	74,398百万円	79,353百万円	87,490百万円
総 資 産	147,101百万円	150,567百万円	163,251百万円	177,404百万円
連 結 子 会 社 数	26社	25社	23社	24社

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成17年3月期)	第58期 (平成18年3月期)	第59期 (平成19年3月期)	第60期(当期) (平成20年3月期)
売 上 高	73,040百万円	85,286百万円	107,380百万円	129,047百万円
経 常 利 益	3,734百万円	5,627百万円	11,227百万円	12,850百万円
当期純利益	2,234百万円	3,536百万円	5,799百万円	8,302百万円
1株当たり 当期純利益	17.44円	27.64円	45.32円	65.25円
純 資 産	64,167百万円	69,427百万円	71,382百万円	75,601百万円
総 資 産	118,391百万円	122,725百万円	135,411百万円	143,295百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

#### (5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を主な事業とし、空気圧機器事業並びにその他事業も営んでおります。

事業区分		主な製品
建機事業	建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン、軌陸車
	車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、セルフローダ、軌陸車
	高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、軌陸車、照明車
	その他	部品、修理、中古車等
空気圧機器事業		小型ロボット用空気圧機器 他
その他事業		自動車用部品 他

(注) 空気圧機器事業及びその他事業を担っておりました、株式会社ニューエラー（当社連結子会社：出資比率100%）の全株式を平成20年4月1日付で長野計器株式会社へ譲渡いたしました。これに伴い、平成20年4月1日現在、空気圧機器事業及びその他事業は営んでおりません。

#### (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ファウン G m b H	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造
タダノ・ファウン G m b H	5,624 千ユーロ	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
タダノ・アメリカ Corp .	2,500 千米ドル	100.0%	建設用クレーン等の販売
四国機工株式会社	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
国際機械商事株式会社	120百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売
株式会社ニューエラー	444百万円	100.0%	自動車用電装部品及び空気圧機器の製造販売

(注) 1. タダノ・ファウン GmbH の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

2. 株式会社ニューエラー（当社連結子会社：出資比率100%）の全株式を平成20年4月1日付で長野計器株式会社へ譲渡いたしました。

(7) 当社の主要な提携の状況

相手先	国名	提携内容
日立建機株式会社	日本	トラッククレーン及びクローラクレーンの販売提携並びに高所作業車のOEM相互供給
コベルコクレーン株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリヤ部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買
北京京城重工機械有限責任公司	中国	建設用クレーンの製造・販売を目的とする合弁会社「北起多田野（北京）起重機有限公司」の設立（資本金30百万米ドル、当社出資比率50%）及び建機用油圧関連部品の製造・販売を目的とする合弁会社「京城多田野（北京）液圧機器有限公司」の設立（資本金2.5百万米ドル、当社出資比率50%）

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、多度津工場：香川県多度津町
	研 究 所	技術研究所：香川県高松市
	支社・支店等	東日本支社：宮城県仙台市 北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、北陸支店：富山県富山市 中日本支社：東京都墨田区 関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市 西日本支社：大阪府堺市 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市
重 要 な 子 会 社	本社及び工場	ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州(本社及び工場) タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州(本社) タダノ・アメリカCorp.：米国・テキサス州(本社及び工場) 四国機工株式会社：香川県多度津町(本社及び工場) 国際機械商事株式会社：東京都港区(本社) 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区(本社) 株式会社ニューエラー：大阪府大阪市(本社及び工場)

(注) 株式会社ニューエラー（当社連結子会社：出資比率100%）の全株式を平成20年4月1日付で長野計器株式会社へ譲渡いたしました。

## (9) 企業集団及び当社の使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
建機事業	2,542名	+163名
空気圧機器事業	90	+15
その他事業	55	1
全社共通	82	+4
合計	2,769	+181

- (注) 1. 使用人数は、就業人員を記載しております。  
2. 使用人数における国内・海外使用人数は、国内2,160名、海外609名となっております。  
3. 建機事業の内訳は、建設用クレーン1,410名、車両搭載型クレーン256名、高所作業車304名、その他572名となっております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,220名	+89名	41.6歳	18.0年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員を記載しております。  
2. 使用人数には、嘱託37名を含み、出向者243名は含んでおりません。

## (10) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高		
	短期借入金	長期借入金	合計
株式会社みずほ銀行	1,260 <sup>百万円</sup>	3,050 <sup>百万円</sup>	4,310 <sup>百万円</sup>
株式会社百十四銀行	1,100	2,760	3,860
株式会社三菱東京UFJ銀行	890	1,500	2,390

- (注) 当社の借入金総額19,563百万円の10%以上の借入先を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 258,049,000株
- (2) 発行済株式総数 129,500,355株 (自己株式2,299,833株含む)
- (3) 株主数 10,143名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本生命保険相互会社	7,801千株	6.1%
開発商事株式会社	7,772	6.1
株式会社みずほ銀行	6,246	4.9
株式会社百十四銀行	6,171	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,632	3.6
明治安田生命保険相互会社	4,000	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,608	2.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険相互会社	3,208	2.5
タダノ取引先持株会	2,451	1.9

- (注) 1. 発行済株式総数(自己株式除く)の10分の1以上の数の株式を保有する大株主はおりません。
2. 出資比率は、自己株式2,299,833株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	多田野 宏 一	
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	社長補佐、生産部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	国内営業部門・輸出事業部門・欧州事業部門統括、サービス部門担当
取締役・執行役員常務	大 藪 修 二	企画管理部門担当、企画管理部長
取締役・執行役員常務	伊 賀 正	開発部門担当、開発部長
常 勤 監 査 役	依 光 慶 二	
常 勤 監 査 役	北 島 宏	
常 勤 監 査 役	石 川 博 文	
監 査 役	白 川 清 之	税理士

- (注) 1. 監査役のうち石川博文、白川清之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 依光慶二氏は、当社経理部長を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役 白川清之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成20年4月1日現在の取締役及び執行役員の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多田野 宏 一	
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	社長補佐、生産部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	国内営業部門・輸出事業部門・欧州事業部門・北米事業部門統括、サービス部門担当
取締役・執行役員常務	大 藪 修 二	企画管理部門担当、企画管理部長
取締役・執行役員常務	伊 賀 正	開発部門担当
執行役員常務	中 西 正 晴	欧州事業部門担当、ファウン GmbH 取締役社長
執行役員常務	真 鍋 茂 幸	品質安全部門・VE 推進室担当、VE 推進室長
執行役員常務	北 野 尚 夫	国内営業部門担当、営業企画部長
執行役員	多田野 誠 二	中国事業部門担当、北起多田野(北京)起重機有限公司総経理

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
執 行 役 員	南 幸 男	中国事業部門担当補佐、北起多田野（北京）起重機有限公司副総経理兼京城多田野（北京）液圧機器有限公司総経理
執 行 役 員	作 田 実	輸出事業部門・北米事業部門担当
執 行 役 員	池 上 友 博	開発部門担当補佐、LE 開発第二部長
執 行 役 員	内 田 秀 三	サービス部門担当補佐
執 行 役 員	児 玉 義 人	企画管理部門担当補佐、企画管理部部長
執 行 役 員	久 保 哲 也	国内営業部門担当補佐、営業企画部部長
執 行 役 員	土 谷 良 明	生産部門担当、志度工場長
執 行 役 員	奥 山 環	生産部門担当補佐、生産技術部長兼コンポーネント事業部長
執 行 役 員	澤 田 憲 一	北米事業部門担当補佐、タダノ・アメリカ Corp. 取締役社長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	5 名	266百万円
監 査 役	4 名	55百万円（うち社外 2 名 20百万円）

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。  
2. 上記の他、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任予定の社外監査役1名に対する退職慰労金700千円（第57回定時株主総会決議）を支払う予定があります。  
3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会決議により、取締役 月額27百万円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は除く）、監査役 月額6百万円となっております。

## (3) 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	石川 博文	当期開催の取締役会21回、監査役会18回のすべてに出席し、主にコンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	白川 清之	当期開催の取締役会21回、監査役会18回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	38,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,460

- (注) 1. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 上記②には、非監査業務に対する報酬5,360千円を含んでおります。
3. 重要な子会社のうち、ファウン GmbH 及びタダノ・ファウン GmbH は、デロイト トウシュ GmbH、タダノ・アメリカ Corp. は、デロイト トウシュ LLP の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務を委託し、対価を支払っております。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、タダノグループ「CSR憲章」「CSR規範」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、また高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組む。

また、コンプライアンス担当役員を設置すると共に、コンプライアンス委員会を通じて、啓発ツール等による法令遵守の教育研修を行い、コンプライアンスの徹底を図ると共に、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務上には、事業戦略リスク、法的リスク、製品安全リスク、情報セキュリティリスク、環境リスク、自然災害リスク等様々なリスクがある。リスク委員会を通じて、定期的に社内のリスクの洗い出しと評価を行い、リスク毎に対応部署を定めて対応策を講じると共に規程化等により、リスクマネジメントの強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、グループとして目標とすべき中期経営計画を定める。また、中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行うと共に適切な経営資源の配分を行い、効率的な業務執行の確保を図る。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社は、当社が定める「グループ経営推進基準」に従って、経営を行う。

当社は、グループ社員にも「CSR 憲章」「CSR 規範」及び内部通報制度を適用し、グループのコンプライアンス体制を強化する。グループ子会社は、各社の事業や規模を踏まえたリスク管理を行い、かつ内部統制システムの構築を推進する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めがあった場合には、内部統制室その他の関連部署は、監査役を補助するものとする。当該使用人に対しては、取締役及び他の使用人からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす事実及び法令・定款違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告し、内部監査の実施状況及び内部通報制度に基づく通報状況については、適時に監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催する。

監査役、内部統制室、会計監査人は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図る。

(2) **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社取締役会において、次のとおり決議しております。

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

---

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに出資比率は、数値未満を切り捨てております。

## メモ欄

# 連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>127,516</b>	<b>流動負債</b>	<b>72,834</b>
現金及び預金	22,202	支払手形及び買掛金	35,484
受取手形及び売掛金	55,987	短期借入金	19,638
たな卸資産	39,947	未払金	3,936
繰延税金資産	3,550	未払法人税等	4,804
短期貸付金	3,234	繰延税金負債	39
その他の	4,847	製品保証引当金	1,644
貸倒引当金	2,254	債務保証損失引当金	5
		未経過割賦販売利益	1,741
		その他	5,540
<b>固定資産</b>	<b>49,888</b>	<b>固定負債</b>	<b>17,079</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>36,151</b>	長期借入金	8,925
建物及び構築物	10,234	繰延税金負債	205
機械装置及び運搬具	3,170	再評価に係る繰延税金負債	2,804
土地	20,119	退職給付引当金	4,442
建設仮勘定	1,344	負のれん	109
その他	1,282	その他	592
<b>無形固定資産</b>	<b>736</b>	<b>負債合計</b>	<b>89,914</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,000</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	8,439	<b>株主資本</b>	<b>86,565</b>
繰延税金資産	1,808	資本金	13,021
その他の	4,128	資本剰余金	16,869
貸倒引当金	1,376	利益剰余金	58,782
		自己株式	2,108
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>658</b>
		その他有価証券評価差額金	619
		繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	68
		為替換算調整勘定	116
		<b>少数株主持分</b>	<b>266</b>
<b>資産合計</b>	<b>177,404</b>	<b>純資産合計</b>	<b>87,490</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>177,404</b>

## 連結損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	174,360
売上原価	131,002
割賦販売利益繰延前売上総利益	43,357
未経過割賦販売利益戻入	525
未経過割賦販売利益繰入	885
売上総利益	42,997
販売費及び一般管理費	25,037
営業利益	17,960
営業外収益	
受取利息	338
受取配当	454
受取償却	127
受取雑益	39
のれん	228
営業外費用	
支払利息	748
支払損	419
経常利益	17,980
特別利益	
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	42
貸倒引当金取崩益	591
債務保証損失引当金取崩益	1
特別損失	
固定資産除損	132
減損引当	26
貸倒引当金繰入	0
税金等調整前当期純利益	18,460
法人税、住民税、法人数	7,291
税法上の人	534
法人数	84
当期純利益	11,619

# 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	13,021	16,865	48,950	1,875	76,962
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,781		1,781
当期純利益			11,619		11,619
自己株式の取得				242	242
自己株式の処分		4		8	13
土地再評価差額金の取崩			5		5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	9,832	233	9,603
平成20年3月31日残高	13,021	16,869	58,782	2,108	86,565

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	2,705	6	74	472	2,166	225	79,353
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							1,781
当期純利益							11,619
自己株式の取得							242
自己株式の処分							13
土地再評価差額金の取崩							5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,086	14	5	588	1,507	41	1,466
連結会計年度中の変動額合計	2,086	14	5	588	1,507	41	8,137
平成20年3月31日残高	619	8	68	116	658	266	87,490

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
連結子会社の数.....24社  
主要な連結子会社の名称  
ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・アメリカ Corp.  
四国機工(株)、国際機械商事(株)、(株)タダノアイメス、(株)ニューエラー  
なお、当連結会計年度において新たに京城多田野（北京）液圧機器有限公司を設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

- (2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数..... 1社

非連結子会社の名称

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda.

（連結の範囲から除いた理由）

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda. は実質的な営業を行っていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda. 及び関連会社5社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。主要な関連会社は北起多田野（北京）起重機有限公司であります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・ファウン・ホーランド B.V.、タダノ・アジア Pte Ltd.、韓国多田野(株)、多田野華南有限公司、タダノ・アメリカ Corp. 及び京城多田野（北京）液圧機器有限公司の決算日は12月31日であり、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。また、その他の連結子会社の決算日は3月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(市場価格のあるもの).....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券(市場価格のないもの).....移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ .....時価法

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品(キャリアパーツ)・

仕掛品・原材料(キャリア) .....主として個別法による原価法

半製品(その他)・原材料(その他).....主として総平均法による原価法

- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....主として定率法(在外連結子会社は定額法)

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく定率法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ126百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等

- 償却し、減価償却費を含めて計上しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。
- 製品保証引当金  
製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、主として過去の実績割合により計上しております。
- 債務保証損失引当金  
当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対する過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。
- 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の処理  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (7) 収益及び費用の計上基準  
売上のうち、一部について割賦基準を採用しております。
- (8) 消費税等の処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (9) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (10) のれん及び負債ののれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。

## 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「長期預り金」として掲記されていた有価証券消費貸借契約に基づく預り金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)の改正により当連結会計年度から「長期借入金」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「長期借入金」に含まれている有価証券消費貸借契約に基づく借入金は1,649百万円であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額     | 25,819百万円      |
| 2.担保に供している資産<br>受取手形 | 25百万円 ( - )百万円 |

建物及び構築物	51百万円	(51)百万円
機械装置及び運搬具	11百万円	(11)百万円
土地	937百万円	(937)百万円
投資有価証券	1,944百万円	(-)百万円
担保に係る債務		
短期借入金	78百万円	(28)百万円
長期借入金	1,703百万円	(54)百万円

(注)担保に供している資産及び担保に係る債務のうち( )内は、工場財団担当及び当該債務を内数で示しております。

### 3. 保証債務

販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 7,343百万円

### 4. 受取手形裏書譲渡高

9,853百万円

### 5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,897百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

129,500,355株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	891	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年11月7日 取締役会	普通株式	890	7.00	平成19年9月30日	平成19年12月4日
計		1,781			

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,144百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 9円
- ④ 基準日 平成20年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成20年6月25日

## 1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 685円72銭
- 2. 1株当たり当期純利益 91円32銭

(注)連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>85,686</b>	<b>流動負債</b>	<b>54,222</b>
現金及び預金	11,676	支払手形	6,131
受取手形	23,657	買掛金	25,520
売掛金	27,792	短期借入金	5,201
製品	6,332	一年内に返済すべき長期借入金	7,859
半製品	2,118	未払金	2,722
原材料	2,618	未払費用	1,675
仕掛品	8,283	未払法人税等	3,512
貯蔵品	20	製品保証引当金	894
繰延税金資産	1,684	債務保証損失引当金	5
その他	2,275	未経過割賦販売利益	275
貸倒引当金	774	割賦販売前受利息	4
		その他	419
<b>固定資産</b>	<b>57,609</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,471</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>28,196</b>	長期借入金	6,503
建物	7,692	再評価に係る繰延税金負債	2,804
構築物	914	退職給付引当金	3,617
機械及び装置	2,454	長期未払金	158
車両運搬具	129	その他	388
工具器具及び備品	538		
土地	15,493	<b>負債合計</b>	<b>67,694</b>
建設仮勘定	973		
<b>無形固定資産</b>	<b>106</b>	<b>(純資産の部)</b>	
特許権	13	<b>株主資本</b>	<b>75,063</b>
借地権	29	資本金	13,021
その他	63	資本剰余金	16,976
		資本準備金	16,913
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,306</b>	その他資本剰余金	62
投資有価証券	8,237	<b>利益剰余金</b>	<b>47,174</b>
関係会社株式	6,034	利益準備金	2,409
出資	4	その他利益剰余金	44,764
関係会社出資金	10,377	固定資産圧縮積立金	719
関係会社長期貸付金	2,392	別途積立金	27,060
長期滞留営業債権	954	繰越利益剰余金	16,985
長期前払費用	50	<b>自己株式</b>	<b>2,108</b>
繰延税金資産	1,619	<b>評価・換算差額等</b>	<b>537</b>
その他	593	その他有価証券評価差額金	614
貸倒引当金	957	繰延ヘッジ損益	8
		土地再評価差額金	68
<b>資産合計</b>	<b>143,295</b>	<b>純資産合計</b>	<b>75,601</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>143,295</b>



# 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金				利益準備金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金							
					配当準備積立金		開発研究積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰上利益剰余金		
平成19年3月31日残高	13,021	16,913	58	16,971	2,409	2,060	2,200	724	22,800	10,464	40,658	
<b>事業年度中の変動額</b>												
配当準備積立金の取崩						2,060				2,060		
開発研究積立金の取崩							2,200			2,200		
固定資産圧縮積立金の取崩								5		5		
別途積立金の積立									4,260	4,260		
剰余金の配当										1,781	1,781	
当期純利益										8,302	8,302	
自己株式の取得												
自己株式の処分			4	4								
土地再評価差額金の取崩										5	5	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
<b>事業年度中の変動額合計</b>	-	-	4	4	-	2,060	2,200	5	4,260	6,520	6,515	
平成20年3月31日残高	13,021	16,913	62	16,976	2,409	-	-	719	27,060	16,985	47,174	

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	1,875	68,777	2,673	6	74	2,605	71,382
<b>事業年度中の変動額</b>							
配当準備積立金の取崩							
開発研究積立金の取崩							
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		1,781					1,781
当期純利益		8,302					8,302
自己株式の取得	242	242					242
自己株式の処分	8	13					13
土地再評価差額金の取崩			5				5
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			2,058	14	5	2,068	2,068
<b>事業年度中の変動額合計</b>	233	6,286	2,058	14	5	2,068	4,218
平成20年3月31日残高	2,108	75,063	614	8	68	537	75,601

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
- その他有価証券(市場価格のあるもの).....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- その他有価証券(市場価格のないもの).....移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- デリバティブ.....時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品.....個別法による原価法
- 半製品.....月総平均法による原価法(キャリヤパーツは個別法による原価法)
- 原材料.....月総平均法による原価法(キャリヤは個別法による原価法)
- 仕掛品.....個別法による原価法
- 貯蔵品.....最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

#### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく定率法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ114百万円減少しております。

#### (追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

#### (3) 債務保証損失引当金

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、そ

の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 割賦販売の会計処理

（未経過割賦販売利益）

割賦契約による売上について割賦販売の会計処理を採用しており、支払期日未到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益戻入」として当事業年度の利益に戻入しております。

（割賦販売受取利息）

支払期日未到来分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に計上しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 6. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### 7. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「長期預り金」として掲記されていた有価証券消費貸借契約に基づく預り金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）の改正により当事業年度から「長期借入金」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「長期借入金」に含まれている有価証券消費貸借契約に基づく借入金は1,649百万円であります。

## 貸借対照表に関する注記

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                    | 17,062百万円 |
| 2. 割賦販売契約等に基づいて一年経過後に入金期日の到来する受取手形金額 | 794百万円    |
| 3. 担保に供している資産                        |           |
| 投資有価証券                               | 1,944百万円  |
| 担保に係る債務                              |           |
| 長期借入金                                | 1,649百万円  |
| 4. 保証債務                              |           |
| 他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。     |           |
| ファウン GmbH                            | 3,638百万円  |
| タダノ・ファウン GmbH                        | 1,581百万円  |
| 国際機械商事(株)                            | 633百万円    |
| その他                                  | 10,653百万円 |
| 計                                    | 16,507百万円 |
| 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）   |           |
| 短期金銭債権                               | 14,330百万円 |
| 短期金銭債務                               | 5,429百万円  |
| 長期金銭債務                               | 1百万円      |

## 6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,897百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	98,981百万円
営業費用	32,310百万円
(2) 営業取引以外の取引高	753百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,299,833株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,430
関係会社株式	1,199
貸倒引当金	360
投資有価証券	680
その他	2,775
繰延税金資産小計	6,446
評価性引当額	2,077
繰延税金資産合計	4,369
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	585
その他	479
繰延税金負債合計	1,065
繰延税金資産の純額	3,303

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	繰延税金資産	1,684
固定資産	繰延税金資産	1,619

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.54%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.86%
評価性引当額の増減	1.96%
税額控除	1.27%
その他	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.40%</u>

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工場機械設備の一部、電子計算機及びその周辺機器等についてはリース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額(百万円)	648	743	1,082	2,474
減価償却累計額相当額(百万円)	390	483	403	1,277
期末残高相当額(百万円)	257	259	679	1,196

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 398百万円

1年超 879百万円

合計 1,277百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 461百万円

減価償却費相当額 428百万円

支払利息相当額 27百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	国際機械商事(株)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売 (注1)	10,994	受取手形 売掛金	5,618 3,423
子会社	コンコルド・リース・ア ンド・ファイナンス(株)	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入(注2)	1,150	借入金	1,551
子会社	ファウン GmbH	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付(注3)	1,258	貸付金	2,451
			債務保証	債務保証(注4)	3,638		
				保証料の受入(注4)	5		
子会社	タダノ・ファウ ン GmbH	所有 間接 100.0%	原材料・製品の 購入	当社建設用クレーン の原材料の購入及び ファウン社製建設用 クレーンの購入 (注5)	16,976	買掛金	1,858
			債務保証	債務保証(注4)	1,581		
				保証料の受入(注4)	4		
子会社	タダノ・アメリ カ Corp.	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売 (注1)	14,441	売掛金	2,672

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品の販売については、国際機械商事(株)及びタダノ・アメリカ Corp.の提示価格と市場の実勢価格に基づき製品毎に交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) コンコルド・リース・アンド・ファイナンス(株)よりの借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) ファウン GmbH に対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) ファウン GmbH 及びタダノ・ファウン GmbH の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。
- (注5) 原材料・製品の購入にあたっては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 594円35銭
2. 1株当たり当期純利益 65円25銭

## 退職給付に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、昭和44年8月から退職金制度の一部について適格退職年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在) (単位：百万円)
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| イ. 退職給付債務         | 9,788 |
| ロ. 年金資産           | 4,367 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 5,421 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異    | 1,803 |
| ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)   | 3,617 |

3. 退職給付費用に関する事項（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）  
（単位：百万円）

イ．勤務費用	428
ロ．利息費用	194
ハ．期待運用収益	202
ニ．数理計算上の差異の費用処理額	130
ホ．退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	550

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.00%
ハ．期待運用収益率	4.00%
ニ．数理計算上の差異の処理年数	12年

（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。）

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月1日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月1日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

株式会社 タ ダ ノ 監査役会

常勤監査役	依 光 慶 二 印
常勤監査役	北 島 宏 印
常勤監査役( 社外監査役 )	石 川 博 文 印
社外監査役	白 川 清 之 印

以 上

## メモ欄

## メモ欄